

特別児童扶養手当認定診断書様式第4号の⑧「発達障害関連症状」、障害児福祉手当診断書様式第8号及び特別障害者手当診断書様式第16号の⑫「発達障害関連症状」について、別添1、3及び4のとおり様式を改訂いたします。特別児童扶養手当においては「重度」・「中度」・「軽度」の3つから、障害児福祉手当及び特別障害者手当においては「最重度」・「重度」・「中度以下」からご選択いただく形式とします。

なお、各程度の基準は以下のとおりです。

また、障害児福祉手当診断書様式第3号について、関節可動域や筋力を記載できるよう別添2のとおり改訂いたします。

<発達障害関連症状の程度について>

	最重度	重度	中度	軽度
相互的な社会関係の質的障害	非言語的社会的コミュニケーション技能に極めて著しい障がいがあり、重篤な社会的機能障がい明らかであったり、対人的相互反応に極めて著しい制限がみられる場合	非言語的社会的コミュニケーション技能に著しい障がいがあり、支援があっても社会的機能障がい明らかであったり、対人的相互反応に著しい制限がみられる場合	非言語的社会的コミュニケーション技能に障がいがあり、適切な支援があっても社会的機能障がいみられたり、対人的相互反応が困難である場合	左記以外のもの
言語コミュニケーションの障害	言語的コミュニケーション技能に極めて著しい障がいがあり、重篤な社会的機能障がい明らかであったり、同年代と比較し極めて簡単なものに限られる場合	言語的コミュニケーション技能に著しい障がいがあり、支援があっても社会的機能障がい明らかであったり、同年代と比較し著しく簡単なものに限られる場合	言語的コミュニケーション技能に障がいがあり、適切な支援があっても同年代と比較し簡単なものに限られる場合	左記以外のもの
限定した常同的で反復的な関心と行動	行動の柔軟性のなさ、変化に対処することへの極度の困難さ、他の限局された反復的な行動等があり、あらゆる分野においての機能を著しく妨げている場合	行動の柔軟性のなさ、変化に対処することへの困難さ、他の限局された反復的な行動等があり、さまざまな状況においての機能を妨げている場合	行動の柔軟性のなさ、変化に対処することへの難しさ、いろいろな活動相互での切り替えの困難さ等があり、機能を妨げている状況がみられる場合	左記以外のもの

※ ADHD等により「多動性」や「衝動性」がみられる場合は「4 その他」に○を付し、詳細をご記載ください。